

1 「製造業」、 「運輸業、郵便業」及び「卸売業、小売業」

対象地区		次に掲げる、ものづくり産業等に係る企業の立地を特に促進する地区（ものづくり産業等立地促進地区）とする。 (1)本市、国、県又は市長が適当と認める公共的機関が分譲する工業用地 (2)工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第1項の規定による工場適地の調査により工場適地とされた地区 (3)市長が特に認める地区		
助成金の名称	企業立地助成金	交付要件	新設又は増設を行う事業で、次に掲げる基準を満たしていること。 (1)投下固定資産総額が5億円以上で、かつ、新規雇用者が10名以上 (2)投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、常時雇用者が5名以上。ただし、事業者が中小企業者の場合に限る。	
		助成金額及び助成率	新設	交付要件(1)の場合 投下固定資産総額の10%以内に相当する額
			増設	交付要件(2)の場合 投下固定資産総額の5%以内に相当する額
		限度額	増設	交付要件(1)の場合 投下固定資産総額の5%以内に相当する額
	特別限度額		交付要件(2)の場合 投下固定資産総額の2.5%以内に相当する額	
	<p>民有地における新設及び増設の助成金額は、上記の2分の1とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p>			
	<p>(1) 5億円 (2) 7億5千万円。ただし、投下固定資産総額50億円以上100億円未満かつ常時雇用者(純増)50人以上の場合。</p>			
廃水処理設備整備助成金		交付要件	企業立地助成金の新設に該当する事業者で、本市、国、県又は市長が適当と認める公共的機関が分譲する工業用地に事業所を設置するものの当該事業所の廃水処理設備の整備費用であること。	
		助成金額及び助成率	廃水処理設備の設置に要する経費の20%以内に相当する額。ただし、廃水処理設備の設置に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合は、助成率20%から該当する企業立地助成金の助成率を控除したものを廃水処理設備整備助成金の助成率とする。	
		限度額	3千万円	
緑化推進助成金		交付要件	企業立地助成金の新設に該当する事業者で、本市、国、県又は市長が適当と認める公共的機関が分譲する工業用地に事業所を設置し、かつ、事業所の敷地面積の20%以上の緑化を行うこと。ただし、小松市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年小松市条例第15号）第3条の表で定める区域については、同表で定めるそれぞれの緑地の面積の敷地面積に対する割合の緑化を行うこと。	
		助成金額及び助成率	緑化に要する経費の20%以内に相当する額。ただし、緑化に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合は、助成率20%から該当する企業立地助成金の助成率を控除したものを緑化推進助成金の助成率とする。	

助成金の名称	緑化推進助成金	限度額	3百万円
	雇用促進助成金	交付要件	企業立地助成金に該当する事業者で、かつ本市に住所を有する新規雇用者が5人以上
		助成金額	新規雇用者（市外からの転入者含む）×20万円
		限度額	2千万円
	スマートエネルギー設備導入助成金	交付要件	企業立地助成金に該当する事業者で、かつ当該事業所のスマートエネルギー設備の導入費用であること。
		助成金額	スマートエネルギー導入の設置に要する経費の20%以内に相当する額。ただし、スマートエネルギー設備の設置に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合は、助成率20%から該当する企業立地助成金の助成率を控除したものをスマートエネルギー設備導入助成金の助成率とする。
		限度額	1億円

備考

- 1 対象業種の区分は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による大分類に基づく。
- 2 「運輸業、郵便業」及び「卸売業、小売業」については、物流施設の新設又は増設を行う事業に限る。
- 3 新設及び増設の定義は次のとおりとする。
 - (1) 新設
 - ①本市の区域内(以下「市内」という。)に事業所を有しない者が市内に事業所を新たに設置すること
 - ②市内に事業所を有する者が当該事業所と異なる業種の事業所を市内に独立して設置すること
 - ③市内に事業所を有する者が本市、国、県若しくは市長が適当と認める公共的機関が市内において分譲する工業用地を新たに取得して事業所を設置すること
 - (2) 増設
 - ①市内に事業所を有する者が、事業規模を拡大する目的で当該事業所と同一業種の事業所を設置すること
- 4 投下固定資産総額の定義は次のとおりとする。

事業所の新設又は増設に必要な、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地(ただし、取得後3年以内に事業所の新設又は増設の伴い操業開始したものに限り)、家屋及び償却資産の取得費の合計額
- 5 スマートエネルギーの定義は次のとおりとする。

自然エネルギーや未利用エネルギーから創るエネルギー及び革新的なエネルギー高度利用技術を用いて創るエネルギーのことをいう。
- 6 助成金の額に10万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 7 雇用促進助成金について、これらの助成金が限度額内であっても、事業者が受ける企業立地助成金とこれらの助成金を加算した額が、当該事業者の受ける企業立地助成金の限度額又は特別限度額を超えるときは、この表の規定にかかわらず、当該企業立地助成金の限度額又は特別限度額を当該事業者が受けることができる助成金の額とする。